

衆議院 内閣委員会 議録 第三号

平成二十八年十月二十一日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 秋元 司君

理事 谷川 弥一君 理事 平井たくや君

理事 ぶくだ峰之君 理事 牧島かれん君

理事 松本 文明君 理事 緒方林太郎君

理事 神山 洋介君 理事 佐藤 茂樹君

青山 周平君 池田 佳隆君

石崎 徹君 岩田 和親君

大岡 敏孝君 大隈 和英君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

門 博文君 神谷 昇君

木内 均君 國場幸之助君

武村 展英君 中山 展宏君

長坂 康正君 長高 忠美君

橋本 英教君 宮川 典子君

務台 俊介君 和田 義明君

泉 健太君 大串 博志君

岡田 克也君 金子 恵美君

高井 崇志君 辻元 清美君

角田 秀穂君 濱村 進君

池内さおり君 島津 幸広君

浦野 靖人君

國務大臣 (内閣官房長官) 菅 義偉君

(内閣官房長官) 菅 義偉君

國務大臣 (沖繩基地負担軽減担当) 菅 義偉君

國務大臣 (国家公安委員会委員長) 松本 純君

(海洋政策・領土問題担当) 松本 純君

(消費者及び食品安全担当) 松本 純君

國務大臣 (経済再生担当) 石原 伸晃君

(社会保障・税一体改革担) 石原 伸晃君

当 (経済財政政策担当) 石原 伸晃君

國務大臣 (一億総活躍担当)

(働き方改革担当)

(女性活躍担当)

(再チャレンジ担当)

(少子化対策担当)

(男女共同参画担当)

(規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

國務大臣 (規制改革担当)

(行政改革担当)

(国家公務員制度担当)

加藤 勝信君

山本 幸三君

丸川 珠代君

越智 隆雄君

古屋 範子君

齋藤 健君

武村 展英君

務台 俊介君

宮澤 博行君

横島 裕介君

平川 薫君

向井 治紀君

甲斐 正彰君

石田 高久君

岡田 隆君

三角 育生君

田中愛智朗君

齋藤 実君

政府参考人 (警察庁警備局長)

政府参考人 (総務省大臣官房審議官)

政府参考人 (外務省大臣官房参事官)

政府参考人 (財務省主計局次長)

政府参考人 (スポーツ庁スポーツ総括官)

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人 (資源エネルギー庁次長)

政府参考人 (防衛省地方協力局長)

内閣委員会専門員

委員の異動

十月二十一日

辞任

池田 佳隆君

大隈 和英君

武部 新君

同日

門 博文君

橋本 英教君

補欠選任 池田 佳隆君 橋本 英教君 宮川 典子君 博文君 大隈 和英君 武部 新君 門 博文君 補欠選任 池田 佳隆君 橋本 英教君 宮川 典子君 博文君 大隈 和英君 武部 新君 門 博文君

十月二十日 日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願(赤嶺政賢君紹介(第三二三号))は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件

内閣の重要政策に関する件 公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件

○秋元委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官平川薫君、内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房総合海洋政策本部事務局局長甲斐正彰君、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局セキユリテイ推進統括官石田高久君、内閣官房内閣審議官岡田隆君、内閣官房内閣審議官三角育生君、内閣府大臣官房審議官田中愛智朗君、警察庁長官官房総括審議官齋藤実君、警察庁警備局長松本光弘君、総務省大臣官房審議官堀江宏之君、外務省大臣官房参事官四方敬之君、財務省主計局次長可部哲生君

平井 明成君

吉本 明子君

堀江 裕君

中石 齊孝君

竹内 芳明君

多田 明弘君

谷井 淳志君

室井 純子君

松本 光弘君

堀江 宏之君

四方 敬之君

可部 哲生君

平井 明成君

吉本 明子君

堀江 裕君

中石 齊孝君

竹内 芳明君

多田 明弘君

谷井 淳志君

室井 純子君

松本 光弘君

堀江 宏之君

四方 敬之君

可部 哲生君

平井 明成君

吉本 明子君

堀江 裕君

中石 齊孝君

竹内 芳明君

多田 明弘君

谷井 淳志君 室井 純子君 松本 光弘君 堀江 宏之君 四方 敬之君 可部 哲生君 平井 明成君 吉本 明子君 堀江 裕君 中石 齊孝君 竹内 芳明君 多田 明弘君 谷井 淳志君 室井 純子君

難しいときに、それを自分たちで補足していくための手段が全くないということでありますが、これで構わないということですか、石原大臣。

○石原国務大臣 今、緒方委員が武井政務官とお話をされましたウイーン条約法条約をめぐる議論というものは、緒方委員と岸田外務大臣の間で繰り広げられたことを私は記憶しております。

そんな中で、私の方からも既に御答弁をさせていただいたかと思いますが、いわゆる十二カ国、我が国が参加表明する以前に、いわゆる保秘契約というものが十二カ国で結ばれております。そして、交渉の過程について申させていたただくならば、日本国を除きます十一カ国の議会から、今、緒方委員のような、経過の説明あるいは説明に足りない資料の請求というものが議会から政府に対してなされているという事実は承知していないということもぜひ御理解いただきたいと思います。

○緒方委員 余り納得的なものはなかったような気がいたしますが、この後は、TPPの特別委員会もまたいつか開かれるようになると思いますので、そのときに、私は委員ではありませんが、私も、チャンスがあればこの議論はさせていただきたいというふうに思います。

ここで、石原大臣、山本大臣そして齋藤副大臣、結構でございます。ありがとうございます。武井政務官も、もう大丈夫であります。続きまして、全くテーマの違うものを取り上げさせていただきます。

きょうは、松本海洋政策担当相兼国家公安委員長にお越しをいただいております。基本的に海洋政策担当相としてきょうは質問をさせていただきます。長に對しまして質問をさせていただきます。

既に報じられておりますが、米軍のヘリパッド建設反対派に對しまして、大阪府警の機動隊員の方々が、口にするものはばかられる言葉でありませうけれども、土人という言葉を使ったという報道

がありました。私も、ビデオも見ました。この件について、私、特段のコメントを加えませんが、国家公安委員長としてどうお思いか、御答弁いただければと思います。

○松本国務大臣 今般の大阪府警察から沖繩県警察に派遣された機動隊員の発言は不適切であり、極めて遺憾と受けとめております。今後、このような事案をなくし、適切な警備活動を行っていくよう警察を指導してまいりたいと存じます。

なお、本件の事案を受けまして、沖繩県警察において、当該隊員及びその上司に対し口頭で厳重に注意を行い、既に派遣元であります大阪府警察に帰任させたものと承知しております。今後、大阪府警察において、速やかに事実の確認の上、厳正に対処するものと受けとめております。

○緒方委員 大臣のコメントを、そのまま承りたいというふうに思います。それでは、ここでシャポーをかえまして、海洋政策担当相としてお伺いをさせていただきます。ことしの夏、中国の艦船が口永良部島、種子島と口之島の間に海峡を通過して、そして、そのときに日本から抗議をしたら、いやいや、あそこは国連海洋法条約上の国際海峡だ、自由な航行が約束されているじゃないか、だから何の問題もないんだという反論が中国から返ってきた。私は極めて遺憾だというふうに思っております。

ただ、その一方で、その口永良部島や種子島と口之島、正確に言うと、口之島からちょっと行くとところに、日本の領土であります平瀬と言われる場所がありまして、そこと口永良部島、種子島との間の海峡ということになるわけでありまして、この海峡は、国連海洋法条約上の国際海峡に当たるとお考えでしょうか。これは、中国がそういうふうな主張しているわけですが、違う場合、なぜであるかということについて、海洋政策担当相、御答弁いただければと思います。

○松本国務大臣 中国政府が吐噶喇海峡について、国際航行に使用されている海峡に該当し、通過通航が認められると主張しているという事は承知しているところでございますが、この吐噶喇海峡は、国連海洋法条約上の国際航行に使用されている海峡には該当しないと考えられることから、中国独自の主張は受け入れられないというように受けとめております。

そして、中国政府に対しても、外交ルートを通じまして、我が国の立場を申し入れていくところでございます。

○緒方委員 国際航行に使用されている海峡ではない、そういう答弁でありましたが、では、これは事務方にお伺いをいたしたいと思っております。いかなる根拠を持って国際航行に使用されていないと、その具体的なデータも含めて、もしございましたら答弁いただければと思います。

○甲斐政府参考人 お答えいたします。我が国として、この海峡が国際海峡として使用されているかどうかにつきましては、いろいろな角度から考える必要があると思っておりますが、一番大事なのは使用実態ということであると思っております。

現在のこの吐噶喇列島につきましては、大体年間二〇一五年に百五十一隻ぐらい、一日に〇・四隻ぐらい。他方で、大隅海峡という国際海峡があります。ここは大体三千四百二十九隻、これは二〇一五年のデータベースですが、一日平均九・四隻程度ということになります。

私どもとしては、やはりこういう使用実態も含めて、ここは国際海峡として使用されている海峡ではないというふうに判断をさせていただいております。

○緒方委員 今、データで、結構説得的だったという気がいたします。では、日本に、国際航行に使用されている海峡、略して国際海峡でありますけれども、日本の領海の中に国際航行に使用されている海峡というのはございますでしょうか、大臣。

○松本国務大臣 我が国では、国際航行に使用されている海峡は、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡、東水道、対馬海峡西水道及び大隅海峡が該当すると認識をしております。

○緒方委員 そうなんです。国際海峡と言われるものがその五つなんです。宗谷海峡、津軽、そして対馬の西東、そして大隅海峡。簡単に言いますと、大体、両方から十二海里ずつ主張すると公海部分が残らない、そういう海峡でございます。

ただし、この五海峡については、先ほど言いました自由な航行や、本来、国際海峡であれば、通過通航制度といまして、領海を通るときよりもっと自由度の高い通過通航権というものが認められるということになっておりますが、この五海峡においてこの通過通航制度を適用されておられますでしょうか、大臣。

○松本国務大臣 この五海峡でございますが、国際交通の要衝であるということでございます。自由な航行を確保するために、昭和五十二年の領海及び接続水域に関する法律の制定時に特定海域に指定をして、領海の幅を三海里という位置づけにしているところでございます。

これによりまして、これらの海峡内は、国連の海洋法条約第三十六条の、航行上、水路上の特性において同様に便利な公海または排他的経済水域の航路が存在することになるため、通過通航に関する制度を含め、国際航行に使用されている海峡に関する同条約の第三部の規定は適用されないというふうな受けとめになっております。

○緒方委員 今、聞いておられる方は、少し答弁が専門的だったので難しかったと思いますが、何かというと、本来、十二海里、十二海里を主張すれば全部埋まってしまうところを、日本の領海というのは基本的に十二海里を主張するんですけれども、この五海峡については三海里しか主張せずに、その三海里を主張していることで残りの部分を公海としてあけていて、自由に通っていますよということになっているんです。

そこは、まさに、津軽海峡であっても、宗谷海峡、大隅海峡、対馬の西、東、全部そうですけれども、

ども、簡単に言うと、太平洋のど真ん中の公海部分と法的なステータスとしては全く変わらない部分をあげているということなんです。

これは余り知られていないんですけども、昭和五十二年から、当分の間こういう制度にしますというので、昭和五十一年ですので一九七七年、もう四十年続いているんですね。

四十年間そういう状態が続いているということは、私は、私はそろそろ考え直した方がいいんじゃないかなと。日本が本来主権を主張できるところを、日本の自主的な判断によって狭めているわけですね。これというのは、主権意識の高い方はこの中にもたくさんおられると思いますけれども、ぜひ知っていただきたいし、この件は非常に問題だと思ふ。

その中でも私が問題だと思ふのが、外国と面している海峡。これは、対馬の西水道が韓国と面しています。そして宗谷海峡がロシアと面しています。

実は、対馬の西水道については、日本が三海里にセットバックしているのと同様に、韓国も三海里でセットバックしています。お互いが三海里ずつで主張をとめていることによつて、公の部分が広がっている。何となく、お互いそれだからいいかなと言っているけれども、何となく、そういふ気になります。

ただ、宗谷海峡は違うんですね。ロシアはどこまで主張しているかというところ、ロシアはそんな謙虚なことを言わずに、ばしんと中間線まで自国の領海を主張しています。そして、日本だけが三海里を主張しています。

となると、今、公海であっている部分というのは何かというと、日本が主権を主張すれば全部埋まってしまうところだけがある。これは非対称性があるんですね。これはおかしいと思われませんか、松本大臣。

○松本国務大臣 見直さなければ時期を迎えているのではないかと。御下問でもございしますが、我が国が特定海域の領海幅を三海里としているの

は、海洋国家、先進貿易国として、国際交通の要衝たる海峡における商船、大型タンカーなどの自由な航行を確保することが総合的な利益の観点から必要であることを踏まえたものでございます。

領海及び接続水域法を改正し、国連海洋法条約で規定されている国際航行に使用されている海峡に通過通航制度を導入した場合、通常の領海とは異なり、その上空の通過の自由を認めなければならぬということなどに留意をすべき点がありまして、その導入については慎重に対処する必要があります。あるのではないかと考えているところでございまして、本件をめぐるこれらの基本的状況に大きな変化は見られず、我が国の特定海域における領海の幅を三海里のまま維持する方が適切であるという今の政府の判断は変わっていないところでございます。

○緒方委員 今、大臣は、自由な航行を確保するとかいろいろなことを言われましたが、実は領海法を制定するときに何の議論があつたかというところ、これは非核三原則との関係がある、非核三原則との議論でこういふことをしたんじゃないかというのをおおむね、研究者の方とか、先般お亡くなりになられた外務省の北米局長経験者の方も似たようなことを言っておられました。

まさに領海で埋めて自由な航行を認めようという、日本の領海の中を核搭載艦が通っていくときに、持ち込ませないに当たるんじゃないかと。インドロダクションに当たるから、それは、日本の領海を通過することが、持ち込ませないという非核三原則との関係で問題だから、だから日本がセットバックして、非核三原則との関係で問題が生じないようにしてあげているんだというふうなことを言う方が多いし、研究者の方、もっと言うところ、当時の責任者の方々もそういうふうな言つておられる。ただ、この話はやり始めると物すごく長い議論があるので、もうこれ以上言いませんけれども。

ただ、通過通航制度、自由な航行を確保する通過通航制度について、私は何回か質問主意書等々

で国会で聞いているときに、必ず返ってくる答弁が、当該制度に関する各国の実行の積み重ねが十分でなく不確定な面もあると考えている、人のせいにしていないんですね。

ほかの国で何をやっているかがよくわからないから、うちとしても導入していいのかどうかよくわかりませんという言い方をしているんですが、ただ、世界のよく船が通っていく海峡、例えばボスポラス、ダーダネルス海峡、マゼラン海峡、ジブラルタル、マラッカ、これらの海峡は、実は、それぞれの海峡に伴う特別な条約をつくつていて、国連海洋法条約の通過通航制度の適用がないんですね。

ということは、各国の実行の積み上げが十分でなく不確定な面もあると思ひますと言つていますが、これらの世界の主要な海峡については、そもそもそれを見たら、何の参考にもならないわけでは、どこを見ているんだ。どこの海峡の実行の積み重ねを日本はずつと見ていて、しかも国連海洋法条約ができてもう二十年ですよ。二十年間ずっと、今言つた、主要でない、マイナーとまで言つて失礼かもしれないけれども、余り世界で知られていない海峡の実行では、ずつと見ているのか。こういう答弁を続けているということは、私は非常に問題だと思つております。

各国の実行の積み重ねが不十分だから国際海峡に伴う通過通航制度についてはどうやっていいかがよくわからないというのをおかしいと私は思つておりました、もつと日本が主体的に判断をすべきではないかというふうな思ひますが、松本大臣、○松本国務大臣 御趣旨は承り、思ひはよくわかります。

今までもいろいろ議論をしまいでまいりまして、三海里におさめておくことの意義、公海があるというものの意義というの、実はその意味はいろいろあるわけがございまして、そういうこととの周辺との関係をしっかりと見据えた中で、今後慎重に検討していくものと思ひます。

○緒方委員 日本はこの国際海峡制度に、目を背けているとまでは言いませんが、自分と関係ないと思つている節があるんじゃないかと時々思ふんです。

なぜかというところ、日本にある国際海峡、国際的な航行に使われる海峡はあるけれども、そこは日本が主権をセットバックしているので、結果としてそこは考えなくていい、そもそも適用がないから考えなくていいんだと。さらには、通過通航制度というものがどういふものかということについては、人のせいにしていて、各国の実行の積み上げがよくわからない、だから不確定だ。

こういうふうには、国際海峡制度、さらにはそれに伴う通過通航制度について、思考停止とまで言うところ、と本当に失礼なんですけれども、こういう状態にあるから、中国の船がほんとうに入つたときに、それで中国に、国際海峡じゃないか、通過通航制度が適用されているんじゃないかと言われたときに、戸惑うわけですよ。

そのときに、やはり日本はもう少し、国際海峡制度そして通過通航制度というものについて真正面から向き合つた上で、これが何なのか。人のせいにするんじゃないかと、そういうことをやるべきではないかと思ひますが、松本大臣、もう一言、答弁いただければと思ひます。

○松本国務大臣 外国船舶の通航の自由及び外国航空機の上空飛行の自由が保障されるということにつながつてくるわけですね。

その中で、やはり注意をしなければならぬポイントとしては、国際海峡上空、これは領空でございまして、における外国航空機による飛行が可能なこと、また、潜水艦の浮上航行を求める規定がないこと、また、通過通航権以外に領海としての沿岸国の主権が保たれる、こういう権利のこと、公海を置いておくことによつて一部担保できる部分も残っていることも事実であつて、それを真摯にしっかりと議論して、将来に向けての考えを検討するということになるので

はないかと思ひます。

○緒方委員 別に嫌みを言うつもりはないですが、松本大臣、所掌が非常に広いと聞いています。国家公安委員長、防災、消費者、そして海洋政策、領土担当と。どうしても海洋政策の話というのは、今のこういう大どころを見ていくと、なかなか、大臣として海洋政策本部からいろいろブリーフを受けたら説明を受けたりする回数というのは、ほかの担務に比べると少し下がるのかなと思うんですけれども、これは非常に重要な話ですので、国際海峡制度そして通過通航制度、今議場で聞いておられた方の中にも、なるほど、そんな話があるんだなと思った方は多いと思ひます。なので、松本大臣、海洋政策担当相、領土担当相として頑張ってくださいと思ひます。

松本大臣は、ここで結構でございます。ありがとうございます。ありがとうございます。

最後、残った時間で、丸川サイバーセキュリティ担当相と宮澤防衛政務官に質問をさせていただきます。ありがとうございます。

まず冒頭、丸川大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

先般の予算委員会で、丸川大臣は、自分の所掌はサイバーを含むセキュリティというのとオリパラ関係で運送面というのと、あと機運の醸成、大体そういう答弁をされたと思ひます。自分の所掌は大体そんな感じだと。

けれども、先般、大西議員からも予算委員会で質問があったと思ひますが、オリパラ法では大臣のことを何と書かれているかという、内閣総理大臣の命を受け、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣、これが丸川大臣ですね。よろしいですね。そう考えると、法律に書いてある國務大臣としての業務と、先般の予算委員会の質疑で答弁があったサイバーを含むセキュリティ、そして運輸面、運送面、何かそんなことを言われたと思ひますが、プラス機運の醸成と。結構差があると思

うんですよ、この間に。

大臣が言われたサイバーを含むセキュリティ、運送面、機運の醸成と、法律に書かれている大臣の所掌との差分、残りの部分、差分というのは、これは何ですか、丸川大臣。

丸川國務大臣 ややちよつと、御指摘の部分の意味がよくわからないのですが、恐らく、私が今取り組んでいる主たることは何ですかという意味で、例えば輸送とかセキュリティということに申し上げました。一方で、もう御承知だと思ひますけれども、サイバーセキュリティ本部の方で事務局を担当しているという立場もあったので、サイバーセキュリティを含むセキュリティという言い方をしたわけでございます。

○緒方委員 そういうことではなくて、多分、オリパラ法に書いてある大臣の所掌というのはこれぐらいだとすると、サイバーを含むセキュリティとか運送面、機運の醸成というのはこのうちの一部だと思ひますよ。残りの部分というのは何が入るんですかということ聞いています、大臣。

丸川國務大臣 特に今大きな課題となっている部分を述べさせていただいたのですが、それ以外に今取り組んでいることとしては、C I Qの強化ですね。これはほかの省庁との協力にもなりますけれども、これから、これはある意味、オリンピック・パラリンピックも含む、これからの訪日外国人増という政府の目標に対応するC I Qの増強ということについては、関連省庁の施策を強力に加速させていくという立場があるうかと思ひます。

それから感染症対策ですね。これは厚生労働省の主たる所掌でございますけれども、オリンピック・パラリンピックに備えて進めていくという面においては、私もかかわっていくことになり

ます。それから暑さ対策。これは国土交通省と、一方では医師会の皆様初め厚生労働省の方も対策にかかわっていただくことになりますので、これも関

連省庁と連携を、私が橋渡しをするというような役割になってございます。

○緒方委員 やはり先般の予算委員会で答弁と違うのは、ああいう答弁はされない方がいいですよ。

誤解を与えますし、本来、先ほど言ったように、本大会の円滑な準備、運営に關する施策の総合的かつ集中的な推進に關して内閣総理大臣を助けることと書いてあるわけでありまして、そこを包括的に、自分が全部責任を負うんだというふうな、國務大臣として、そういう気持ちでぜひ持っていたいただきたいということを、これは指摘だけにとめさせていただきます。

ここからは、サイバーセキュリティと自衛権の問題についてお伺いをさせていただきますと思ひます。

政府は、私も一回質問主意書を出しまして、答弁として、サイバーセキュリティと自衛権の關係ということ、こういう答弁が返ってきました。いろいろ書いてあったんですけど、肝として、一般論として、武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合には、自衛権を發動して対処することは可能と考えられる、こういう答弁でありました。

武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われたという言葉の、その意味合いについてお伺いをいたしたいと思ひます。

これは、サイバー攻撃そのものが武力攻撃に該当することがあり得る、サイバー攻撃だけをもってこれが武力攻撃に該当するとうふうな考えをおられるということでしょうか。

これはどちらですかね。宮澤政務官でよろしいですか、宮澤政務官。

○宮澤大臣政務官 お答えいたします。

サイバー攻撃のみで武力攻撃と評価することができるところでは、政府としても従来から検討を行っているところでございますけれども、これまで国際社会において、サイバー攻撃のみをもって武

力攻撃に該当するとした国家実行というものは確認されておりません。

国際的にも、国連とかNATOとかでさまざまな議論が行われている段階なんですけれども、政府としては、どのようなサイバー攻撃であればそのみでも武力攻撃と評価できるかについては、確定的な判断を示すことは差し控えるという立場をとらせていただいております。

ですので、政府としては、今後とも、サイバー攻撃をめぐる情勢や国際的な議論を踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいりたいと思ひます。

○緒方委員 サイバー攻撃のみで武力攻撃に当たるかどうかについては返答を控えるということでありました。

ただ、武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われるときなので、結局、この答弁でイメージしているのは、別途物理的な、例えばミサイルを撃つてくるのか、何らかの物理的な攻撃が生じて、それを補完する形というのか、それと相まってサイバー攻撃が生じるときは自衛権の対象になる、自衛権を發動して対処することは可能と考えられるということ、あくまでも、主として武力的な攻撃が行われ、それと相まってやってくるサイバー攻撃については、けれども、これが武力攻撃でないこと、武力攻撃でないものに自衛権を發動することというのは私は難しいんじゃないかと思ひます。

そこに今、混乱を生じるわけでありまして、今、武力攻撃であるかどうかということについては返答を差し控えると言いましたけれども、それが起こったから自衛権を發動することは可能と考えられると言っているんです。

ちよつともう少し意を尽くしていただかないと、多分わかりにくいと思ひますが、政務官。

○宮澤大臣政務官 お答えいたします。